

第14期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月16日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム

※ ご来場の際は裏表紙の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

【株主の皆さまへのお願い】

当行は、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めます。株主の皆さまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1. ご来場お控えのお願い

本年は、感染のリスクを避けるため、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。なお、株主総会の模様はインターネットにてライブ配信いたします。

2. 議決権の事前行使のお願い

議決権の行使につきましては、できるだけ議決権行使書用紙の郵送やインターネットによる事前行使をご検討ください。

目次

■ 第14期定時株主総会招集ご通知	3
■ 会場における新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応等について	5
■ 議決権行使についてのご案内	7
■ 株主総会参考書類	11

議案 取締役12名選任の件

【第14期定時株主総会招集ご通知添付書類】

■ 事業報告	29
■ 計算書類	81
■ 連結計算書類	85
■ 監査報告書	89



▶ 書面による議決権行使期限

2020年6月15日（月曜日）
午後5時15分到着分まで



▶ インターネットによる議決権行使期限

2020年6月15日（月曜日）
午後5時15分まで

株式会社 ゆうちょ銀行

証券コード：7182

経 営 理 念

お客さまの声を明日への羅針盤とする
「最も身近で信頼される銀行」を目指します。

信 頼

法令等を遵守し、お客さまを始め、市場、株主、社員との信頼、社会への貢献を大切にします

変 革

お客さまの声・環境の変化に応じ、経営・業務の変革に真摯に取り組んでいきます

効 率

お客さま志向の商品・サービスを追求し、スピードと効率性の向上に努めます

専門性

お客さまの期待に応えるサービスを目指し、不断に専門性の向上を図ります

株主の皆さまへ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、この度、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

当行は、2018年5月に「『やっぱり、うちよ』と言われることを、もっと。」をスローガンに掲げ、3カ年の中期経営計画を策定・スタートし、お客さまに「新しいべんり」、「安心」をご提供し、ともに歩んでいけるよう、各種施策に取り組んでいます。

お客さま本位の良質な金融サービスの提供、運用の高度化・多様化、地域への資金の循環等という3つの基軸を強力に推進するとともに、当行が直面する経営上のトップリスクである、マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策、サイバー攻撃、テクノロジーの進化や顧客ニーズ多様化、甚大災害について重点的に対策を強化してまいります。

当行は、事業を通じて社会に貢献することで、今後さらなる成長を実現し、それによって生まれた価値を分かち合えるよう、私は、熱意と責任をもって経営に邁進する所存ですので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社ゆうちょ銀行
取締役兼代表執行役社長

池田 素人



招集ご通知

証券コード 7182

2020 年 6 月 1 日

株 主 各 位

本社所在地：東京都千代田区大手町二丁目3番1号
(登記上の本店所在地：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号)

株式会社 ゆうちょ銀行

取締役兼代表執行役社長 池 田 憲 人

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、政府や都道府県知事から、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛が強く要請される事態に至っております。

この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施することで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、外出自粛が強く要請されている状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会の議決権につきまして、極力、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）により事前にご行使いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類（11～27頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（7～9頁）に従いまして、**2020年6月15日（月曜日）午後5時15分までに議決権をご行使ください**ますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月16日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

3. 目的事項 報告事項
第14期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
議案 取締役12名選任の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表及び連結計算書類の連結注記表につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当行ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査委員会が監査した計算書類及び連結計算書類には、**当行ウェブサイト**に掲載している個別注記表及び連結注記表を含みます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当行ウェブサイト**に掲載させていただきます。

 **当行ウェブサイト** <https://www.jp-bank.japanpost.jp/>

ゆうちょ銀行

検索

会場における新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応等について

当行第14期定時株主総会における、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応等について、以下ご案内させていただきます。

株主の皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

〈当行の対応〉

1. 体調不良とお見受けの方、マスクを着用されていない方へは、係員がお声がけし、入場をお控えいただく場合がございます。
2. 受付の前に、ご来場の皆さまの体温を自動で計測いたします。発熱の疑いのある方には、別途、検温のご協力をお願い申し上げます。
3. 受付にて、マスクを配備しておりますので、着用にご協力をお願い申し上げます。
4. 要所にアルコール消毒液を設置しておりますのでご利用ください。
5. 会場内の座席は、間隔を広めに配置していることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少しています（200席程度）。このため、ご用意した席数を超えた場合は、やむを得ず入場をお断りする場合がございます。
6. 登壇役員・場内係員は、マスク着用で対応いたします。
7. 本総会では、感染拡大防止のため、株主さまが会場に滞在する時間を短縮する観点から、議場における報告事項、監査報告、議案の詳細な説明等を短縮させていただきます。
株主さまにおかれましては、予め招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
8. 株主総会当日までの感染拡大の状況や、政府または都道府県知事の発表内容等により、株主総会の開催・運営について大きな変更が生じる場合は、当行ウェブサイト（<https://www.jp-bank.japanpost.jp/>）でお知らせいたします。

〈ライブ配信のご案内〉

ご来場いただくことなく、ご自宅などでご視聴いただけるよう、第14期定時株主総会の模様をインターネットにてライブ配信いたします。

1. 公開日時 2020年6月16日（火曜日）午前10時から
2. 視聴方法 以下に記載の当行ウェブサイトからアクセスしてご視聴ください。
3. ご注意
 - (1) ライブ配信を通じての議決権行使及び質疑はできません。
 - (2) 会場後方からの撮影とし、ご来場株主さまの容姿は映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
 - (3) ご来場株主さまのご発言も音声として配信されますので、個人情報等にご注意願います。
 - (4) ご使用のパソコン環境(機種、性能等)やインターネット接続環境（回線状況、接続速度等）、アクセスの集中等により、株主総会の映像や音声に不具合が生じる場合がございます。また、諸般の事情により、ライブ配信を中断または中止する場合がございます。
 - (5) ご視聴いただく場合の通信料金等は、株主さまのご負担となります。

〈事前のご質問受付〉

第14期定時株主総会に関する報告事項および決議事項につきまして、株主の皆さまから、ご質問をお受けする予定です。

詳細が決まりましたら、以下に記載の当行ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

＜当行ウェブサイト「第14期定時株主総会」＞

ホーム

>

株主・投資家のみなさまへ

>

株式関連情報

>

株主総会

[https://www.jp-bank.japanpost.jp/ir/stock/ir_stk_meeting.html]



以 上

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2020年6月16日（火曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)

場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京
地下2階 ボールルーム

株主総会にご出席いただけない場合



■ 書面による議決権行使

行使期限 2020年6月15日（月曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、

上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法

こちらに、議案の賛否をご表示ください。

議 案

全員賛成の場合	→ 「賛」の欄に○印
全員否認の場合	→ 「否」の欄に○印
一部の候補者を 否認する場合	→ 「賛」の欄に○印をし、否認する 候補者の番号を記入

なお、賛否の表示がない場合には、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。



■ インターネットによる議決権行使

行使期限 2020年6月15日（月曜日）午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って、
上記の行使期限までに賛否をご入力ください。詳細は次頁をご覧ください。

インターネットで議決権行使をする場合



インターネットによるアクセス手順

パソコン、スマートフォン又はタブレット端末から**議決権行使ウェブサイト**にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従ってご入力ください。

バーコード読取機能付のスマートフォン等を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

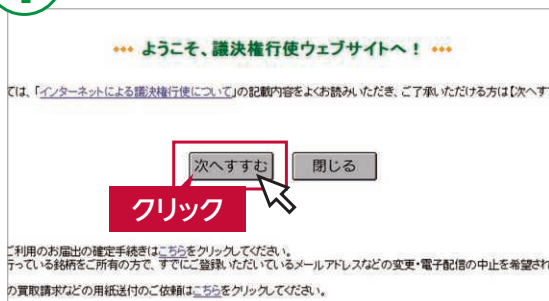


議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

1

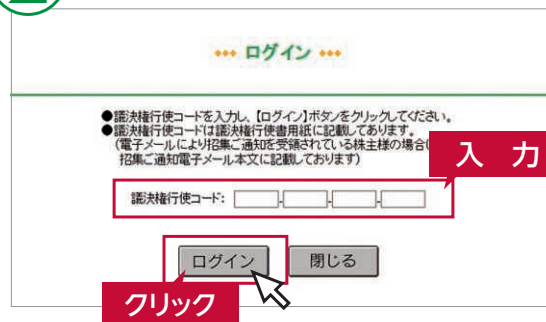
議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすむ」をクリックしてください。

2

ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

3

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご注意

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる
議決権行使について

【株主名簿管理人】 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-652-031** (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

配当金について

2020年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金
1株当たり25円

2 効力発生日（支払開始日）
2020年6月17日

2020年5月15日開催の取締役会において、2020年6月17日を効力発生日（支払開始日）として、1株につき25円の期末配当金をお支払いすることを決議いたしました。

なお、中間配当金として1株につき25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき50円となります。

「期末配当金領収証」（銀行振込ご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込みについて」）は、2020年6月16日開催の第14期定時株主総会決議ご通知に同封してご送付申し上げる予定です。

主な手続き、ご照会等の内容

- 配当金受領方法の指定のお手続き
- 住所・氏名変更等のお手続き
- 単元未満株式の買取・買増請求のお手続き
- 相続のお手続き

お問い合わせ先

口座を開設されている証券会社等

主な手続き、ご照会等の内容

- 支払期間経過後の配当金に関するご照会
- 郵送物等の発送と返戻に関するご照会
- 各種証明書の発行に関するお手続き
- その他株式事務に関する一般的なお問い合わせ

お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-581-841**（フリーダイヤル）

（受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位及び担当		
1	再任 池田 憲人 (いけだ のりと)	取締役兼代表執行役社長		
2	再任 田中 進 (たなか すすむ)	取締役兼代表執行役副社長		
3	新任 増田 寛也 (ますだ ひろや)			
4	新任 小野寺 敦子 (おのでら あつこ)	常務執行役		
5	再任 明石 伸子 (あかし のぶこ)	取締役	社外	独立
6	再任 池田 克朗 (いけだ かつあき)	取締役 監査委員 報酬委員	社外	独立
7	再任 中鉢 良治 (ちゅうばち りょうじ)	取締役 報酬委員長 指名委員	社外	独立
8	再任 竹内 敬介 (たけうち けいすけ)	取締役 報酬委員	社外	独立
9	再任 海輪 誠 (かいわ まこと)	取締役 指名委員長	社外	独立
10	再任 栗飯原 理咲 (あいはら りさ)	取締役	社外	独立
11	新任 河村 博 (かわむら ひろし)		社外	独立
12	新任 山本 謙三 (やまもと けんぞう)		社外	独立

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者



候補者
番号 1 ^{いけ}池田 ^だ憲人 ^{のり} (1947年12月9日生)

取締役候補者とした理由

株式会社横浜銀行取締役、株式会社足利銀行頭取等を歴任するとともに、当行代表執行役社長として当行の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当行株式数
8,900株

取締役在任年月数
4年

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

地位及び担当
取締役兼代表執行役社長

略歴

1970年4月 株式会社横浜銀行入行
1996年6月 同社取締役融資管理部長
1997年6月 同社取締役総合企画部長
2001年4月 同社代表取締役 (CFO 最高財務責任者)
2002年4月 同社代表取締役 (CPO 最高人事責任者)
2003年6月 同社取締役
横浜キャピタル株式会社代表取締役会長
2003年12月 株式会社足利銀行頭取 (代表取締役)
2004年6月 同社頭取 (代表執行役)
2008年9月 A.T.カーニー特別顧問
2012年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長
2016年4月 当行代表執行役社長
2016年6月 当行取締役兼代表執行役社長 (現任)
日本郵政株式会社取締役 (現任)

重要な兼職の状況：日本郵政株式会社取締役
株式会社ファンケル社外取締役



候補者
番号 **2** ^{た なか} **田中** ^{すすむ} **進** (1959年8月23日生)

取締役候補者とした理由

当行コーポレートスタッフ部門等において要職を歴任するとともに、当行代表執行役副社長として当行の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当行株式数
5,600株

取締役在任年月数
7年

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

地位及び担当

取締役兼代表執行役副社長
(社長補佐、コーポレートスタッフ部門(調査部、財務部、IR部、広報部、お客さまサービス推進部、IT戦略部サイバーディフェンス推進室、総務部除く))

略歴

1982年4月 郵政省入省
2000年7月 同省郵務局国際課長
2001年1月 総務省郵政企画管理局郵便企画課国際企画室長
2001年7月 同省郵政企画管理局貯金経営計画課長
2003年1月 郵政事業庁貯金部資金運用課長
2003年4月 日本郵政公社郵便貯金事業本部企画部長
2004年6月 内閣官房郵政民営化準備室参事官
2006年9月 日本郵政公社金融総本部郵便貯金事業本部企画部長
2007年10月 当行執行役
2009年6月 当行常務執行役
2010年10月 日本郵政株式会社常務執行役(現任)
2012年4月 当行専務執行役
2013年6月 当行取締役兼執行役副社長
2015年3月 当行取締役兼代表執行役副社長(現任)

■ 重要な兼職の状況：日本郵政株式会社常務執行役



新任

候補者番号 3 増田 寛也 (1951年12月20日生)

取締役候補者とした理由

岩手県知事、総務大臣など行政の要職を歴任するとともに、郵政民営化委員会の委員長を務めた経験から日本郵政グループに関する十分な知見を有しております。また、当行の親会社である日本郵政株式会社の代表執行役社長として日本郵政グループ全般の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

所有する当行株式数
0株取締役在任年月数
—取締役会への出席状況
—地位及び担当
—

略歴

1977年 4月 建設省入省
1994年 7月 同省建設経済局建設業課紛争調整官
1995年 4月 岩手県知事
2007年 8月 総務大臣
内閣府特命担当大臣
2009年 4月 株式会社野村総合研究所顧問
東京大学公共政策大学院客員教授（現任）
2020年 1月 日本郵政株式会社代表執行役社長（現任）

■ 重要な兼職の状況：日本郵政株式会社代表執行役社長
（2020年6月17日付で同社取締役兼代表執行役社長に就任予定）
日本郵便株式会社取締役（2020年6月24日付で就任予定）
株式会社かんぽ生命保険取締役（2020年6月15日付で就任予定）
東京大学公共政策大学院客員教授



候補者番号 **4** おの でら あつ こ **小野寺 敦子** (1957年4月11日生)

取締役候補者とした理由

日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社において要職を歴任するとともに、当行常務執行役として当行の経営に携わった経歴を有しており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

新任

所有する当行株式数
2,500株

取締役在任年月数
—

取締役会への出席状況
—

地位及び担当
常務執行役
(コーポレートスタッフ部門調査部、お客さまサービス推進部及び総務部)

略歴

1981年4月 郵政省入省
1998年6月 同省大臣官房秘書課審議会室長
2001年7月 郵政事業庁簡易保険部営業課長
2003年4月 日本郵政公社広報部門広報部長
2006年7月 同社関東支社副支社長
2007年10月 郵便局株式会社（現：日本郵便株式会社）執行役員
2012年3月 同社執行役員北海道支社長
2013年9月 日本郵政株式会社執行役郵政大学校長
2017年6月 当行常務執行役（現任）

■ 重要な兼職の状況： なし



候補者番号 **5** あか し のぶ こ **明石 伸子** (1956年4月24日生)

社外取締役候補者とした理由

NPO法人の理事長、政府関係会議の有識者議員等として活動し、サービス向上、男女共同参画など企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

略歴

- 1979年 8月 日本航空株式会社入社
- 1988年 4月 株式会社テンポラリーセンター（現：株式会社パナ）入社
- 1989年 12月 株式会社イメージプラン入社
- 1996年 11月 有限会社ブライトン代表取締役（現任）
- 2003年 3月 NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事・事務局長
- 2012年 12月 NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長（現任）
- 2013年 9月 内閣府「男女共同参画推進連携会議」有識者議員
- 2015年 6月 当行取締役（現任）
- 2019年 4月 内閣府「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」構成員（現任）
- 2019年 5月 株式会社吉野家ホールディングス社外取締役（現任）
- 2019年 6月 日本放送協会経営委員会委員（現任）

■ 重要な兼職の状況： NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長
有限会社ブライトン代表取締役
株式会社吉野家ホールディングス社外取締役
日本放送協会経営委員会委員

再任 社外 独立

所有する当行株式数
1,700株

取締役在任年月数
5年

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

地位及び担当
取締役



候補者
番号 6 いけ だ かつ あき 池田 克朗 (1951年9月8日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての深い見識とともに、財務・会計に関する専門的な知識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当行株式数
3,400株

取締役在任年月数
4年10か月

取締役会への出席状況
100% (12回／12回)

監査委員会への出席状況
100% (15回／15回)

報酬委員会への出席状況
100% (2回／2回)

地位及び担当
取締役、監査委員、報酬委員

略歴

- 1974年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 1999年 6月 三井海上火災保険株式会社経理部長
- 2003年 6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役執行役員経理部長
- 2005年 4月 同社取締役常務執行役員（経理担当）
- 2006年 4月 同社取締役常務執行役員金融サービス本部長（財務・運用担当）
- 2008年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役
- 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社取締役執行役員
- 2011年 6月 同社監査役
- 2015年 8月 当行取締役（現任）

重要な兼職の状況： なし



候補者番号 7 中鉢 良治 (1947年9月4日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

略歴

1977年 4月 ソニー株式会社入社
1999年 6月 同社執行役員
2002年 6月 同社執行役員常務
2003年 6月 同社業務執行役員上席常務
2004年 6月 同社執行役副社長COO
2005年 4月 同社エレクトロニクスCEO
2005年 6月 同社取締役代表執行役社長
2009年 4月 同社取締役代表執行役副会長
2013年 4月 独立行政法人産業技術総合研究所理事長
2015年 4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長
2018年 6月 当行取締役（現任）
2020年 4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所最高顧問（現任）

■ 重要な兼職の状況： 国立研究開発法人産業技術総合研究所最高顧問

再任 社外 独立

所有する当行株式数
1,700株

取締役在任年月数
2年

取締役会への出席状況
100% (12回／12回)

指名委員会への出席状況
100% (3回／3回)

報酬委員会への出席状況
100% (2回／2回)

地位及び担当

取締役、報酬委員長、
指名委員



候補者
番号 8 ^{たけ} ^{うち} ^{けい} ^{すけ} 竹内 敬介 (1947年11月18日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

略歴

- 1970年 4月 日本揮発油株式会社（現：日揮ホールディングス株式会社）入社
- 2000年 6月 同社取締役
- 2001年 6月 同社常務取締役
- 2002年 6月 同社専務取締役
- 2006年 6月 同社取締役副社長
- 2007年 3月 同社代表取締役社長
- 2009年 6月 同社代表取締役会長
- 2014年 6月 同社相談役
- 2019年 6月 当行取締役（現任）

重要な兼職の状況：ブラザー工業株式会社社外取締役

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外取締役

再任 社外 独立

所有する当行株式数
700株

取締役在任年月数
1年

取締役会への出席状況
100%（10回／10回）

報酬委員会への出席状況
100%（1回／1回）

地位及び担当
取締役、報酬委員



候補者
番号 9 ^{かい} ^わ ^{まこと} 海輪 誠 (1949年9月25日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

略歴

1973年 4月 東北電力株式会社入社
2005年 6月 同社取締役企画部長
2007年 6月 同社上席執行役員新潟支店長
2009年 6月 同社取締役副社長 I R 担当
2010年 6月 同社取締役社長
2015年 6月 同社取締役会長（現任）
2019年 6月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況： 東北電力株式会社取締役会長
一般社団法人東北経済連合会会長

再任 社外 独立

所有する当行株式数
0株

取締役在任年月数
1年

取締役会への出席状況
100% (10回／10回)

指名委員会への出席状況
100% (2回／2回)

地位及び担当
取締役、指名委員長



候補者番号 **10** ^{あ い はら り さ} **栗飯原 理咲** (1974年3月28日生)

(戸籍上の氏名：白石 理咲)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたりインターネットサービス事業の会社経営に携わり、インターネットマーケティング等についての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当行株式数
600株

取締役在任年月数
1年

取締役会への出席状況
90% (9回／10回)

地位及び担当
取締役

略歴

1996年 4月 日本電信電話株式会社（現：エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社）入社
2000年 5月 株式会社リクルート入社
2003年 1月 アイランド株式会社代表取締役社長（現任）
2019年 6月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況： アイランド株式会社代表取締役社長



新任 社外 独立

所有する当行株式数
900株

取締役在任年月数
—

取締役会への出席状況
—

地位及び担当
—

候補者番号 11 ^{かわ} ^{むら} ^{ひろし} 河村 博 (1952年1月16日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

略歴

1977年 4月 東京地方検察庁検事任官
2008年 7月 最高検察庁公判部長
2009年 1月 千葉地方検察庁検事正
2010年 4月 横浜地方検察庁検事正
2012年 1月 札幌高等検察庁検事長
2014年 1月 名古屋高等検察庁検事長
2015年 3月 旭硝子株式会社（現：AGC株式会社）社外監査役
2015年 4月 同志社大学法学部教授（現任）
2015年 6月 株式会社石井鐵工所社外監査役
2016年 6月 同社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況： 同志社大学法学部教授
株式会社石井鐵工所社外取締役



新任

社外

独立

所有する当行株式数
0株

取締役在任年月数
—

取締役会への出席状況
—

地位及び担当
—

候補者番号 **12** ^{やま もと けん ぞう} **山本 謙三** (1954年1月21日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり日本銀行の要職を歴任し、その経歴を通じて培った金融市場・金融システムに関する豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

略歴

1976年4月 日本銀行入行
2002年2月 同行金融市場局長
2003年5月 同行ニューヨーク駐在参事
2003年12月 同行米州統括役兼ニューヨーク事務所長
2005年7月 同行決済機構局長
2006年7月 同行金融機構局長
2008年5月 同行理事
2012年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所取締役会長
2016年3月 株式会社ブリヂストン社外取締役（現任）
2018年6月 オフィス金融経済イニシアティブ代表（現任）
2019年2月 一般財団法人富山文化財団理事（現任）
2019年7月 住友生命保険相互会社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況： オフィス金融経済イニシアティブ代表
株式会社ブリヂストン社外取締役
住友生命保険相互会社社外取締役

- (注) 1. 増田寛也氏が代表執行役社長を務める日本郵政株式会社は、当行の株式の89%（自己株式を除く）を保有する親会社です。当行は同社とグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当行は同社に対しブランド価値使用料を支払っているほか、当行と同社の間には不動産賃貸借等の取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、明石伸子氏、池田克朗氏、中鉢良治氏、竹内敬介氏、海輪誠氏、栗飯原理咲氏、河村博氏及び山本謙三氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 明石伸子氏、池田克朗氏、中鉢良治氏、竹内敬介氏、海輪誠氏及び栗飯原理咲氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。また、河村博氏及び山本謙三氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当行の独立役員指定基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、明石伸子氏は5年、池田克朗氏は4年10か月、中鉢良治氏は2年、竹内敬介氏、海輪誠氏及び栗飯原理咲氏は1年となります。
5. 当行は、明石伸子氏、池田克朗氏、中鉢良治氏、竹内敬介氏、海輪誠氏及び栗飯原理咲氏との間に会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当行は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、増田寛也氏、小野寺敦子氏、河村博氏及び山本謙三氏の選任が承認された場合、当行は各氏との間に、同様の契約を締結する予定であります。

以上

取締役候補者指名基準

(目的)

第1条 本基準は、指名委員会で取締役候補者を指名する際の基準を定める。

(取締役候補者の規模・構成)

第2条 指名委員会は、取締役会全体のバランスに配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。

2 取締役候補者の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その3分の1以上は、独立性を有する社外取締役候補者により構成し、また、財務・会計に関する知見を有する者を1名以上含むものとする。

(社内取締役候補者指名基準)

第3条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当銀行の社内取締役候補者として指名する。

- (1) 当銀行の業務に関し専門知識を有すること
- (2) 経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
- (3) 指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
- (4) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (5) 社内取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

(社外取締役候補者指名基準)

第4条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当銀行の社外取締役候補者として指名する。

- (1) 経営、財務・会計、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げていること
- (2) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (3) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

(欠格事由)

第5条 指名委員会は、以下の条件に該当する者を取締役候補者として指名してはならない。

- (1) 会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(改廃)

第6条 本基準の改廃は指名委員会の決議による。

【ご参考】「株式会社ゆうちょ銀行独立役員指定基準」

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
2. 過去に当社の親会社の業務執行者でない取締役であった者
3. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
4. 当社の主要な取引先である者又はその業務執行者等
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者）
6. 当社の主要株主（法人である場合には、当該法人の業務執行者等）
7. 次に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から6までに掲げる者
 - (2) 日本郵政グループ（当社を除く）の業務執行者
 - (3) 当社の親会社の業務執行者でない取締役
8. 当社の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
9. 当社から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者）

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ	当社、当社の親会社、当社の子会社及び当社の兄弟会社
業 務 執 行 者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業 務 執 行 者 等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当 社 を 主 要 な 取 引 先 と す る 者	過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当 社 の 主 要 な 取 引 先 で あ る 者	過去3事業年度におけるその者から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多 額 の 金 銭	個人：過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭 団体：過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である場合の金銭
主 要 株 主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多 額 の 寄 付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

- ① 過去3事業年度における当社から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満
- ② 過去3事業年度における当該取引先から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社からの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

〈メモ欄〉

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、日本郵政グループの一員として銀行業を営んでいます。主な業務は、預金（貯金）業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債・投資信託および保険商品の窓口販売業務、住宅ローンの媒介業務、クレジットカード業務です。

ロ. 金融経済環境

当年度の経済情勢を顧みますと、2019年12月までは、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱を巡る不確実性の高まりを背景に、世界経済は減速しました。そうした中、FRB（米連邦準備制度理事会）は金融緩和姿勢に転じ、7月には予防的利下げに踏み切りました。金融資本市場では、米国の10年国債利回りは、2.5%台から1.4%台まで低下した後、米中の貿易協議進展を受け、12月に1.9%台まで上昇しました。我が国の10年国債利回りは、日本銀行の追加緩和観測の高まりを受け、マイナス0.3%付近まで低下する場面もありましたが、政策が維持されたことにより、概ねマイナス0.1～0%のレンジで推移しました。外国為替市場は、日米金利差は縮小したものの、対ドルでは概ね105～110円のレンジで推移しました。対ユーロでは、英国のEU離脱問題等を受け、円高基調で推移しました。日経平均株価は、9月頃まで21,000円をはさむ値動きが続いた後、年末にかけて24,000円台に上昇しました。

2020年に入ってから、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2月以降中国を皮切りに、欧州、米国に続き、インド等の新興国でもヒトの移動等が制限され、経済活動停滞を余儀なくされました。各国政府および中央銀行は、企業の破綻等を回避すべく大規模な政策を相次いで発表しました。我が国経済は、消費増税後の反動減に新型コロナウイルスの影響も加わり、一段と悪化しました。

そうした中、金融資本市場では、リスク回避の動きが強まり、ボラティリティ（変動幅）が大幅に高まりました。米国の10年国債利回りは、3月に一時0.3%台まで急低下した後、1.2%台に急反転する等、乱高下しました。我が国の10年国債利回りは、2月下旬から3月にかけて、マイナス0.2%付近に低下した後、0.1%台に上昇しました。外国為替市場は、対ドルでは一時101円台まで円高が進んだ後、円安に転じ、3月下旬には一時111円台となりました。日経平均株価は、16,000円台まで急落後、日本銀行のETF（上場投資信託）買い入れ拡大等もあり、下げ幅を縮小しました。



ハ. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が、国際社会・世界経済にとって大きな脅威となっています。日本においても感染者数が増加し、2020年4月7日には政府が緊急事態宣言を発出する等、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態となりました。

このような状況の中、当行では、「危機管理委員会」を立ち上げ、日本郵政グループ各社から構成される「本社合同対策本部」等と連携し、感染拡大防止策を導入するとともに、現金の入出金や決済業務など、社会機能維持のためお客さまが必要とするサービスを継続できるよう、社内の業務態勢を整えました。

具体的には、郵便局・当行店舗・ATMは、原則としてすべて営業を継続する一方、お客さまと社員の安全確保の観点から、社員に時差出勤、交替勤務、在宅勤務等を導入したほか、窓口の一部縮小や一部店舗の営業時間短縮、訪問や窓口での積極的な営業活動の停止、窓口カウンターへの飛沫感染防止のビニールシートの設置、インターネットバンキングサービス「ゆうちょダイレクト」ご利用検討のお願い、年金支給日等における混雑緩和のお願い等の感染拡大防止策を実施しました。また、お客さまの日々の生活に必要な現金の入出金や決済業務、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受けた特別定額給付金の円滑な入金などの重要業務については、柔軟な人員配置や複数拠点によるバックアップを通じて、業務継続態勢を確保しています。

なお、社員に感染が確認された場合は、所管保健所と連携のうえ、必要な措置を適切に講じてまいります。

今後も引き続き、感染拡大防止策や重要業務の継続態勢確保に努めてまいります。

二. 事業の経過及び成果

2019年度業績

経常利益

3,790億円

(前年度比+47億円)

当期純利益

2,730億円

(前年度比+68億円)

1株当たりの年間配当金

50円

(うち期末配当金は25円)

配当性向

68.5%

■ 損益の状況

低金利環境の継続や、新型コロナウイルス感染拡大による市場環境の悪化など、非常に厳しい経営環境下、当年度の業務粗利益は、前年度比128億円減少の1兆3,142億円となりました。このうち、資金利益は、国債利息の減少を主因に、前年度比393億円減少の9,768億円となりました。役務取引等利益は、前年度比221億円増加の1,288億円となりました。また、その他業務利益は、前年度比43億円増加の2,084億円となりました。

経費は、前年度比172億円減少の1兆202億円となりました。

以上により、業務純益は前年度比44億円増加の2,939億円、経常利益は前年度比47億円増加の3,790億円となりました。当期純利益は2,730億円と前年度比68億円の増益となりました。

(単位：億円)

	2018年度	2019年度	増減
業務粗利益 (イ)	13,270	13,142	△128
資金利益	10,161	9,768	△393
役務取引等利益	1,067	1,288	221
その他業務利益	2,041	2,084	43
経費 (ロ)	10,375	10,202	△172
人件費	1,263	1,225	△37
物件費	8,416	8,443	26
税金	695	533	△161
一般貸倒引当金繰入額 (ハ)	—	0	0
業務純益 (ニ) = (イ) - (ロ) - (ハ)	2,894	2,939	44
臨時損益 (ホ)	848	851	3
経常利益 (ヘ) = (ニ) + (ホ)	3,742	3,790	47
当期純利益	2,661	2,730	68

経営指標は下表のとおりです。

	2018年度	2019年度	増減
総資産当期純利益率 (ROA)	0.12%	0.13%	0.00%
資本当期純利益率 (ROE)	2.32%	2.68%	0.35%
経費率 (OHR)	78.18%	77.63%	△0.55%

また、連結の経常利益は3,791億円、親会社株主に帰属する当期純利益は2,734億円となり、通期業績予想の親会社株主に帰属する当期純利益2,700億円に対する達成率は101.2%となりました。

■ 財産の状況

当年度末における総資産は、前年度末比1兆9,346億円増加の210兆9,051億円となりました。運用資産のうち、有価証券は前年度末比1兆9,368億円減少の135兆1,984億円となりました。国内の低金利環境の継続により、国債残高は減少する一方で、国際分散投資の推進により、外国証券等の残高は増加しました。

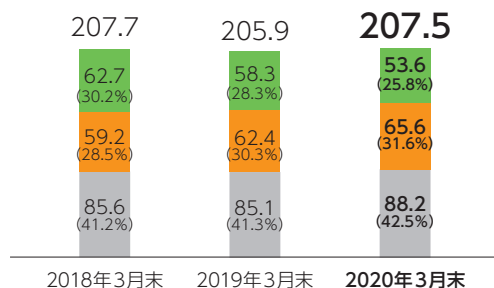
資金調達の主要勘定である貯金残高は、安定的に推移し、前年度末比2兆55億円増加の183兆47億円となりました。

株主資本が前年度末比856億円増加、評価・換算差額等が前年度末比2兆4,487億円減少し、純資産は8兆9,876億円となりました。株主資本のうち、利益剰余金は2兆5,633億円となりました。

運用資産の推移

(単位：兆円)

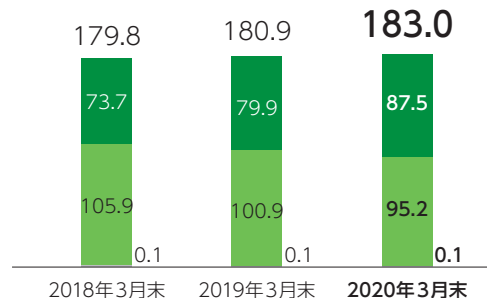
■ 国債 ■ 外国証券等 ■ その他



貯金残高の推移

(単位：兆円)

■ 流動性 ■ 定期性 ■ その他



■ 自己資本比率の推移

運用の高度化・多様化を推進していく中、財務健全性の観点から必要十分な自己資本比率を確保しました。前年度末から低下しているものの、自己資本比率規制上の最低水準である4％に比べて、なお高い水準を維持しています。

	2018年度末	2019年度末	増減
自己資本比率（単体・国内基準）	15.78%	15.55%	△0.22%

■ 格付

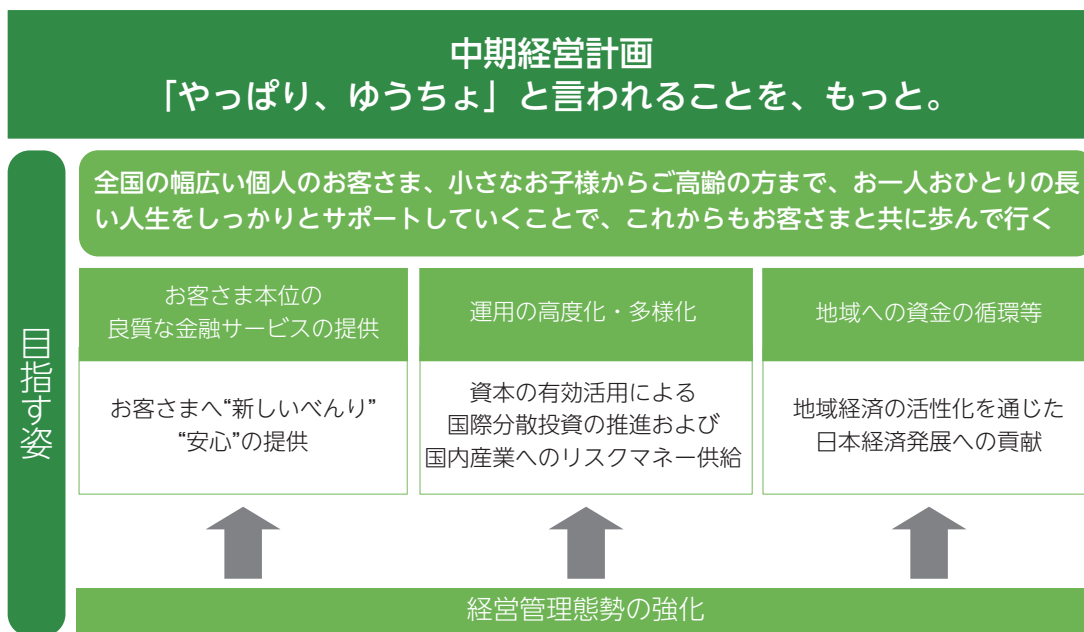
当行は、2つの格付機関から、国内金融機関で最高水準の格付を取得しています。

(2020年3月31日時点)

格付会社	長期格付	短期格付
Moody's	A1	P-1
S&P	A	A-1

事業の概況

当行は、2018年度から2020年度を計画期間とする中期経営計画で掲げた目指す姿の実現に向けて、「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」「運用の高度化・多様化」「地域への資金の循環等」「経営管理態勢の強化」の諸施策に取り組みました。



お客さま本位の良質な金融サービスの提供

■ お客さま本位の業務運営

当行および日本郵便株式会社において、ご高齢のお客さまへの投資信託の販売に関し、社内規則で定められた「勧誘前」と「申込受付前」の管理者承認のうち、「勧誘前」承認を怠っていたという事案が発生しました。

そのため、日本郵便株式会社と連携し、今般の事案の対象となったお客さまにアフターフォローを実施し、保有していただいている投資商品に対するご認識等を確認いたしました。ご認識等に懸念ありと判断されたお客さまには、適合性の原則^{*}の観点から求められる説明を行っていなかった事案がないか、外部弁護士のご意見をいただきながら、社内調査を実施し、この結果、該当する事案は認められませんでした。

再発防止策として、研修等を通じた社内規則の趣旨の浸透強化、お客さま向け販売ツールの改善・充実、コンプライアンス・監査態勢の強化等に取り組みました。ご高齢のお客さまや投資初心者のお客さまには、より丁寧かつ慎重な投信販売の一層の徹底を図ってまいります。また、さらなるお客さま本位の金融サービスの品質向上を目的に、すべてのご高齢のお客さまに対しても、定期的なアフターフォローを実施しており、今後も継続してまいります。

加えて、ご高齢のお客さまに限らず、すべてのお客さまに対するサービス向上を継続的に実践していくため、代表執行役社長を委員長とする「サービス向上委員会」を設置しました。経営陣をはじめ、全社一体となって、お客さまからの信頼回復と、お客さま本位の業務運営の浸透強化に取り組んでまいります。

^{*} 金融商品取引法等で定められた「お客さまの『知識』『経験』『財産の状況』『投資目的』に照らして、不相当と認められる勧誘を行って投資家の保護に欠け、又は欠けるおそれがあることのないように、業務を行わなければならない」とする原則

■ お客さまの資産形成への貢献

お客さまの資産形成へのニーズに応え、お役に立てるよう、お客さまのライフプランに応じたコンサルティングの高度化に努めました。

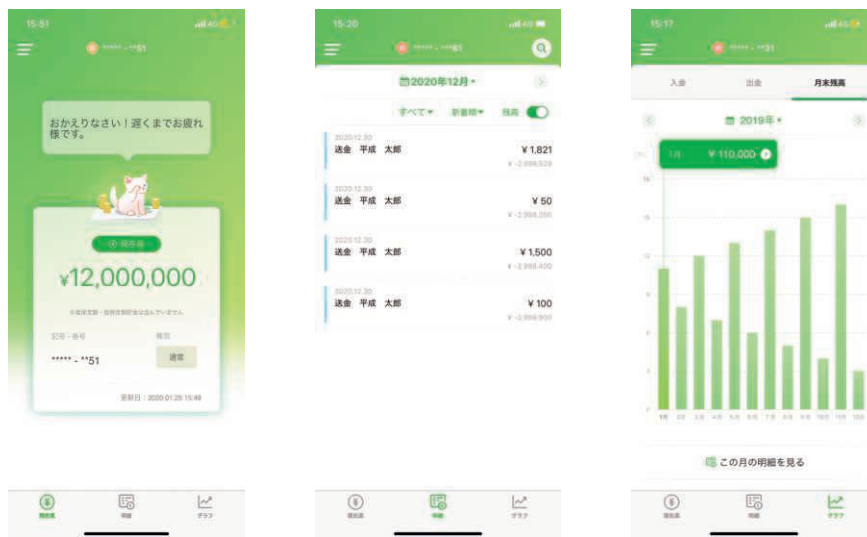
具体的には、資産運用コンサルタントの増員を継続するとともに、資産運用コンサルタントへの指導や研修、活動支援を充実させるなど、人材育成に注力しました。また、2019年5月には、当行および日本郵政株式会社と、株式会社大和証券グループ本社および大和証券株式会社の間で、お客さま一人ひとりのライフスタイル・ニーズに応じた、中長期的な資産形成のサポートに向け、資産形成分野における新たな協業の検討を進めることについて合意し、検討してまいりました。

■ 決済サービスの充実等

2019年5月に、スマートフォン決済サービス「ゆうちょPay」の取扱いを開始しました。ゆうちょPayユーザーの拡大とゆうちょPayを利用できる店舗の開拓に取り組み、2020年3月末時点では約10万店で利用が可能となっています。

また、当行の総合口座をご利用のお客さま*がスマートフォンを使っていつでも現在高や入出金明細を確認できる「ゆうちょ通帳アプリ」のサービスを開始しました。

* 振替口座、キャッシュカードを利用していない総合口座および法人口座等ではご利用いただけません。



ゆうちょ通帳アプリの画面イメージ

2019年4月には、法人のお客さま向けのインターネットバンキングサービス「ゆうちょBizダイレクト」を開始したほか、法人のお客さま向けの「総合振込」「給与振込」サービス等も開始しました。このほか、利便性が高い場所への小型ATMの設置拡大やATMの効果的配置にも取り組みました。

なお、スマートフォン、インターネット、プリペイドカード、デビットカード、クレジットカードなどを通じたデジタルバンキング/キャッシュレス戦略を一体的に推進し、お客さまにさらなる「新しいべんり」をご提供するため、複数部署に跨っていた関連業務を集約する専門部署として、「デジタルサービス事業部」の設置を決定しました。

■お客さまの多様なニーズへの対応

お客さまの住宅ローンニーズに応えるため、ソニー銀行株式会社の住宅ローンを媒介する業務を2019年10月に、株式会社新生銀行の住宅ローンを媒介する業務を2020年3月から、それぞれ開始しました。

運用の高度化・多様化

■運用の高度化・多様化

国内の低金利環境が継続し、世界経済の先行き不透明感が高まる中、安定的な収益確保のため、適切なリスク管理のもと、国際分散投資を進めました。海外クレジット資産をクレジット・クオリティ（投資先の信用力）に配意しつつ積み上げたほか、戦略的な投資領域と位置づけているプライベートエクイティファンド（成長が見込まれる未上場企業等へ投資するファンド）、不動産ファンド等への投資を、市場環境の変化を踏まえて選別的に実行しました。

株式会社かんぽ生命保険との共同出資により設立したJPインベストメント株式会社では、2018年4月に組成した第1号ファンドの投資実績を着実に積み上げました。

また、新型コロナウイルス感染拡大によるマーケット環境の悪化を受け、ALM委員会（資産・負債の総合管理に係る専門的な協議を行う委員会）および経営会議において、当行に与える影響を確認のうえ、投資方針やリスク管理態勢を協議し、適切に対応しました。

■財務健全性の確保

運用の高度化・多様化を推進していく中、財務健全性の観点から必要十分な自己資本比率を確保しています。また、安定的な収益と財務健全性の両立のため、リスクアパタイト・フレームワーク^{*}を活用し、当行が取得する適切なリスクの種類や水準を明確化したうえで、投資方針を決定しました。

^{*} 「リスクアパタイト＝中長期的かつ安定的な収益性確保、財務健全性等を図るために必要な、当行が取得すべき適切なリスクの種類や水準」の明確化・見える化を通じ、「監督（取締役会）」機能の実効性を高めることで、リスクガバナンスを強化する枠組み

地域への資金の循環等

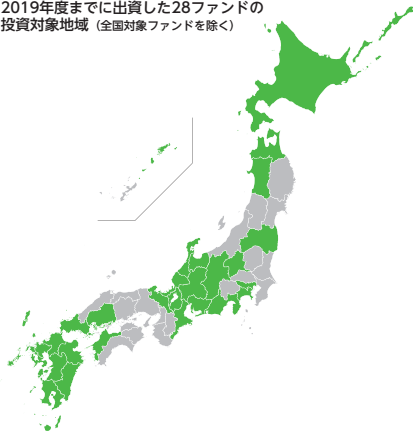
■ 地域活性化への貢献

お客さまからお預かりした大切な資金を地域に循環させていくために、地域金融機関との連携を通じて、2016年度から地域活性化ファンドへの参加を積極的に推し進めています。2019年度も事業承継や起業・創業の支援等を目的として、新たに10件（累計28件）の地域活性化ファンドに参加しました。

また、2019年4月に愛媛銀行および名古屋銀行のお客さまによる当行ATMの利用手数料を一部無料にするなど、ATMネットワークの活用等による地域金融機関との連携強化に取り組みました。

さらに、2019年10月から川崎信用金庫と税公金取りまとめ事務の共同化を開始するなど、当行および地域金融機関の事務効率化や使用機器・要員の効率的な運用を図りました。

(参考)
2019年度までに投資した28ファンドの
投資対象地域（全国対象ファンドを除く）



2019年度に新たに出資したファンド名称	参加年月
① 観光遺産産業化ファンド	2019年 6月
② 地域次世代産業推進ファンド	2019年 7月
③ 地域企業バリューアップ支援1号ファンド	2019年 7月
④ 成長応援ファンド	2019年 7月
⑤ アント・ブリッジ5号Aファンド	2019年 9月
⑥ きらぼしキャピタル・マーキュリア インベストメントファンド	2019年10月
⑦ 秋田市中企業振興ファンド	2019年11月
⑧ 東和地域活性化ファンド	2019年11月
⑨ ふるさと連携応援ファンド	2020年 1月
⑩ 令和元年台風等被害広域復興支援ファンド	2020年 1月

経営管理態勢の強化

■ お客さま本位の業務運営、コンプライアンス態勢の強化

当行の経営理念に則り、お客さまからいただいた声を経営にいかし、お客さま本位の業務運営に一層努めるとともに、各種研修等を通じ、コンプライアンス意識のさらなる浸透に取り組みました。当行は「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を制定し、当該方針に基づく取組状況を定期的に確認するため、成果指標（KPI）を設定し、その結果を公表するなど、「お客さま本位の良質な金融サービス」の提供に取り組んでいます。また、お客さま本位のサービス向上を継続的に実践していくため、代表執行役社長を委員長とする「サービス向上委員会」を設置しました。経営陣が責任をもって、お客さま本位の業務運営の一層の推進・実践に取り組んでまいります。

■ リスクガバナンスの強化

当行では、リスクガバナンスの中核となるリスクアペタイト・フレームワークを段階的に導入しており、2019年度は、リスクアペタイト・フレームワークの対象をALM（資産・負債の総合管理）・運用業務から当行業務全体に拡大し、経営管理態勢の高度化を図りました。

■ サイバー攻撃への態勢強化

複雑・巧妙化するサイバー攻撃への対応として、不正なアクセスの監視や被害防止に向けた態勢整備を進めました。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたサイバー攻撃の脅威の高まりを踏まえ、対応の強化を図りました。

■ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対応強化

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への国際的・社会的要請の高まりを踏まえ、行内の対応態勢を整備するとともに、商品・サービスを見直すなど、対応の強化を図りました。

■ 人事戦略

成長分野・強化分野の推進に向けた人材育成に注力したほか、男性育児休業取得の促進など、社員の多様性に対応した働きやすい職場環境の整備により、ダイバーシティ・マネジメント（多様な人材の活用）を推進しました。

外部評価



仕事と生活の両立支援に向けた、より高い水準の取組みを行っている企業として、厚生労働省より「プラチナくるみん」認定を取得



優良な健康経営を実践している企業として、経済産業省より「健康経営優良法人2020」認定を取得



LGBT*等に関する取組みが評価される「PRIDE指標」において、2年連続で最高評価である「ゴールド」を受賞

* L:レズビアン（女性同性愛者）、G:ゲイ（男性同性愛者）、B:バイセクシュアル（両性愛者）、T:トランスジェンダー（心と身体の性の不一致を感じている人）の頭文字を取った言葉

■ コストマネジメントの徹底・ITの有効活用

貯金事務センターにおいて業務のRPA化（ソフトウェアロボットによる業務プロセスの自動化）を推進するなど、デジタル技術の活用による業務効率化に取り組みました。

また、トランザクション業務（窓口等における定型業務）のスリム化にあわせて、経営資源をコンサルティング業務に再配分し、人的資源の有効活用等を進めることで、お客さまサービスの充実に努めました。

加えて、当行と外部事業者が連携し、お客さまに安全かつ利便性の高い高度な金融サービスをご提供するため、当行システムと当行外のシステムとの連携強化に必要なシステム基盤（外部連携基盤：API）の整備・拡大や、セキュリティ強化の観点から「ゆうちょ認証アプリ」のサービス開始によるゆうちょダイレクトへの生体認証の導入等に取り組みました。

■ ESG（環境、社会、ガバナンス）

当行はESGを事業活動と一体不可分であると認識しており、ESGに一元的に対応するための専門部署として、経営企画部内に「ESG室」の新設を決定しました。

世界共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」も踏まえ、「お客さま・マーケット」「地域社会」「社員（ダイバーシティ・マネジメント）」「環境」の4つのテーマ設定のもと、当行の業務の特性をいかした活動に取り組みました。

このうち「環境」については、2019年4月に、気候変動への対応として、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD^{*}）の提言に賛同し、同提言を踏まえた気候変動への対応について、事業活動を通じた取組みを推進する観点から「ゆうちょ銀行環境方針」を改定し、「ESG投資方針」を策定する等、態勢整備を進めました。

^{*} Task Force on Climate-related Financial Disclosures

気候変動に関する企業情報開示の充実を目的として、主要国の中央銀行・金融監督当局等の代表が参加する金融安定理事会（Financial Stability Board）の提言のもと設立された組織。2017年6月に気候関連財務情報に係る自主的な情報開示の在り方に関する提言を公表

ホ. 対処すべき課題

当行は、郵便局のネットワークを中心とした個人顧客基盤が支える安定した資金調達や、強固な資本基盤、またこれらの特性をいかしたALM（資産・負債の総合管理）・運用戦略によって、安定的な利益を計上してきました。

厳しい経営環境が見込まれる中での安定的な収益の確保と経営管理態勢の強化に向け、2018年度から2020年度を計画期間とする中期経営計画を策定しました。

中期経営計画の最終年度となる2020年度は、「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」「運用の高度化・多様化」「地域への資金の循環等」に取り組めます。「経営管理態勢の強化」については、経営理念に則り、お客さまの声を明日への羅針盤とし、全社一体となってお客さま本位の業務運営を推し進め、「最も身近で信頼される銀行」を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につき、引き続き、感染拡大防止策や重要業務の継続態勢確保に努めてまいります。

お客さま本位の良質な金融サービスの提供

■ お客さまの資産形成への貢献

お客さま本位の業務運営の浸透強化に向けて、経営陣が責任をもって取り組み、全社員がお客さま本位の良質な金融商品・サービスを提供できるように努めます。

お客さま本位の業務運営のもと、お客さまのライフプランに応じたコンサルティングを確立し、お客さま一人ひとりの資産形成ニーズに対応した商品・サービスを拡充します。就職・退職・相続等のライフイベントや、資産形成の目的に応じたコンサルティングを充実し、お客さまの暮らしを生涯にわたってサポートすることにより、お客さまに「安心」を提供してまいります。

具体的には、資産運用コンサルタントの育成や、タブレットを活用してお客さまのニーズ把握をサポートするツールを充実するほか、2019年5月に大和証券グループとの間で合意した「投資一任サービス^{*}」について、サービスの開始に向けた取組みを進めます。また、「つみたてNISA」対象商品のご案内等により、お客さまの長期的な資産形成ニーズに応えます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、積極的な営業活動の停止、窓口の一部縮小などの対応を行います。

^{*} 投資一任契約に基づき、投資運用業者がお客さまから投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客さまのための投資を行うに必要な売買・管理等までを行うサービス

■ デジタル化によるサービスの高度化、業務の効率化

フィンテック（金融とITの融合）に代表される新たなテクノロジーの活用や、お客さまの利便性を一層高めるような金融チャネルの高度化・充実を通じて、いつでもどこでも使える「新しいべんり」の提供に努めます。スマートフォン決済サービス「ゆうちょPay」については、利用できる店舗の開拓、普及促進、サービス拡充等に取り組み、「ゆうちょ通帳アプリ」については、機能追加や普及促進に取り組みます。

また、お客さまからの要望が多い機能を備えたインターネットバンキングサービス「ゆうちょBizダイレクト」への法人のお客さまの移行推奨にも引き続き注力します。

このほか、コールセンター、パートナーセンター（直営店および郵便局からの事務照会に対する回答、郵便局に関する事務・営業支援を行う組織）へのAI導入等のデジタル技術活用により、お客さまに应对する品質および運営効率を向上させます。

このようなサービスのデジタル化やデジタル技術を用いた業務の効率化により、人的資源などの経営資源をトランザクション業務（窓口等における定型業務）からコンサルティング業務に再配分し、お客さまサービスのさらなる充実に努めます。

運用の高度化・多様化

■ 運用の高度化・多様化

国内の低金利環境の継続に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世界経済の悪化や金融市場の混乱が継続する懸念など、運用を取り巻く環境は非常に厳しく、かつ不透明な状況にあります。

このため、金融市場の混乱が収束するまでの間は、ALM・運用業務について、リスク抑制的に対応することとし、混乱に収束の見通しが立った場合等は、市場動向を注視しつつ、許容されるリスクの範囲内で、追加的な収益確保に努めます。

■ 財務健全性の確保

世界経済や金融市場の先行きが不透明な中で、財務健全性の観点から、運用の高度化・多様化に必要な自己資本比率を確保します。

また、市場環境の変化やポートフォリオ・商品の特性を踏まえ、リスク管理態勢を高度化します。

地域への資金の循環等

引き続き、地域金融機関との連携・協働により、地域経済の発展・成長に貢献します。

地域活性化ファンドへの出資を推し進めるとともに、ATMネットワークの活用や事務の共同化、グループ会社を含めた連携等を通じて、地域金融機関との協業関係を深めます。

地域経済活性化のさらなる貢献に向けて、案件選定・投資判断などに努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける全国の企業への資本面での支援について、検討していきます。

経営管理態勢の強化

■ お客さま本位の業務運営

「サービス向上委員会」を中心に、お客さま本位の業務運営に全社一体となって取り組みます。お客さまの声を起点とした商品・サービスの改善を推進するため、全国の店舗等やコールセンターにお寄せいただいたお客さまの声やアンケート等を活用してまいります。また、コンプライアンスに関する指導・研修を強化し、お客さま目線に立った適正な投資勧誘・販売プロセスを徹底します。

お客さま本位の業務運営の強化に向けた取り組みについては、項目ごとに取組状況を公表します。

■ リスクガバナンスの強化

全社的なリスクアペタイト・フレームワークに基づく業務運営を実施し、経営管理態勢の一層の高度化を図ります。

また、店舗等と本社間のコミュニケーションを強化するとともに、コンプライアンス部門の牽制機能強化と監査部門の独立性・客観性強化により、コーポレートガバナンスの向上に努めます。

■ サイバー攻撃への態勢強化

不正なアクセスの監視や被害防止に向けた対応を行っていますが、複雑・巧妙化するサイバー攻撃に対し、最新の動向に基づいて、引き続きサイバーセキュリティ態勢を強化します。特に2021年夏に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、サイバー攻撃の脅威の高まりへの対応力を一層向上させます。

■ コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス意識のさらなる浸透や資産運用商品の適正な販売に引き続き努めます。

また、国際的な責務であるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を一層強化します。これらの取組みを通じて、社会的責任を果たします。

■ 人事戦略

女性管理社員比率の上昇等を含めたキャリア形成支援、働き方の見直しによる生産性の向上、社員の多様性に対応した働きやすい職場環境の整備等により、ダイバーシティ・マネジメント（多様な人材の活用）を推進します。

コンサルティング業務、運用の高度化・多様化等の強化分野・成長分野を中心とした人材育成に注力します。

■ ESG（環境、社会、ガバナンス）

国連で採択された国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」やESGを踏まえた取組みについては、経営戦略や事業戦略と一体的に進め、企業価値の向上を目指します。具体的には、「お客さま・マーケット」「地域社会」「社員（ダイバーシティ・マネジメント）」「環境」のテーマに対して、当行の業務の特性をいかした活動を継続します。

このうち「環境」については、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に基づき、気候変動に関する取組みや指標を経営計画に反映し、それらの開示に向け、ESGの推進態勢を強化します。

当行は、これらの諸施策を通じて企業価値向上に努めます。株主のみなさまには、今後ともご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
貯 金	1,794,346	1,798,827	1,809,991	1,830,047
定期性貯金	1,112,807	1,059,893	1,009,271	952,989
その他	681,539	738,934	800,719	877,058
貸出金	40,641	61,455	52,974	49,617
個人向け	1,894	1,726	1,558	1,421
中小企業向け	—	—	25	20
その他	38,747	59,728	51,390	48,175
商品有価証券	0	0	0	0
有価証券	1,387,924	1,392,012	1,371,352	1,351,984
国債	688,049	627,497	583,565	536,361
その他	699,874	764,515	787,786	815,623
総資産	2,095,688	2,106,306	2,089,704	2,109,051
内国為替取扱高	423,149	460,119	509,998	603,907
外国為替取扱高	百万ドル 1,169	百万ドル 1,267	百万ドル 1,054	百万ドル 725
経常利益	百万円 442,085	百万円 499,669	百万円 374,299	百万円 379,077
当期純利益	百万円 312,264	百万円 352,745	百万円 266,178	百万円 273,044
1株当たり当期純利益	円 銭 83.28	円 銭 94.09	円 銭 71.00	円 銭 72.83

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 貯金は、銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。
 3 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1 \text{ 株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	—	20,449	18,454	17,995
経常利益	—	4,996	3,739	3,791
親会社株主に帰属する当期純利益	—	3,527	2,661	2,734
包括利益	—	△804	233	△21,772
純資産額	—	115,216	113,623	90,032
総資産	—	2,106,298	2,089,741	2,109,108

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 2017年度より、連結計算書類を作成しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	12,477人	12,800人
平均年齢	43年4月	42年10月
平均勤続年数	19年7月	19年3月
平均給与月額	425千円	401千円

(注) 1 使用人数は、臨時従業員（無期転換制度に基づく無期雇用転換者（アソシエイト社員）を含む。）を除いた在籍者数を記載しております。

2 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

3 平均勤続年数は、当行設立以前（民営化前）における勤続年数を含んでおります。

4 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道	5	(4)	5	(4)
東 北	10	(9)	10	(9)
関 東	70	(69)	70	(69)
東 京	41	(40)	41	(40)
信 越	6	(5)	6	(5)
北 陸	4	(3)	4	(3)
東 海	23	(22)	23	(22)
近 畿	44	(43)	44	(43)
中 国	11	(10)	11	(10)
四 国	6	(5)	6	(5)
九 州	13	(12)	13	(12)
沖 縄	1	(－)	1	(－)
国内計	234	(222)	234	(222)
海外計	－	(－)	－	(－)
合 計	234	(222)	234	(222)

- (注) 1 当行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所、当行の無人出張所（当年度末現在7,254箇所）は除いて記載しております。
- 2 2019年10月にさいたま支店横浜緑出張所の所在地の表示が、神奈川県横浜市緑区中山町149番地4 から神奈川県横浜市緑区中山四丁目32番30号に変更されました。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
日本郵便株式会社	東京都千代田区	郵便業務、保険窓口業務、印紙の売りさばき、地方公共団体からの受託業務、生命保険業及び損害保険業の代理業務、国内・国際物流業、ロジスティクス事業、不動産業、物販業など

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
ソニー銀行株式会社
株式会社新生銀行

(注) 当年度においてスルガ銀行株式会社に係る銀行代理業を終了しました。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	24,296
---------	--------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ゆうちょ総合情報システム	10,897

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立 年月日	資本金	親会社が 有する当行の 議決権比率	その他
日本郵政株式会社	東京都 千代田区	持株会社	2006年 1月23日	3,500,000 百万円	89.00%	—

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
SDPセンター 株式会社	東京都 中央区	個人ローン等の事務 代行業	1980年 5月28日	2,000 百万円	100.00%	—
日本ATMビジネス サービス株式会社	東京都 港区	現金自動入出金機等 の現金装填及び回収 並びに管理業務	2012年 8月30日	100 百万円	35.00%	—
JP投信株式会社	東京都 中央区	投資運用業、第二種 金融商品取引業	2015年 8月18日	500 百万円	45.00%	—
JPインベストメント 株式会社	東京都 千代田区	有価証券等に関する 投資運用業務	2018年 2月9日	750 百万円	50.00%	—

(注) 1 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 2020年4月1日付で、SDPセンター株式会社はゆうちょローンセンター株式会社に商号変更しております。

■ 重要な業務提携の概況

- 1 当行は、郵政民営化法第98条第2項第2号の規定により、銀行代理業務を日本郵便株式会社に委託しております。また、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第5条の責務を果たすために、銀行窓口業務契約を締結しております。

なお、2018年12月1日に、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、2019年度以降、郵便局ネットワークの維持に要する基礎的費用は、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。

この「交付金・拠出金制度」の導入を踏まえ、これまで日本郵便株式会社の委託業務に係る費用として当行が負担していた委託手数料は、交付金と新たな委託手数料で賄うように見直しております。

- 2 当行は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第15条の規定により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理業務を受託しております。

- 3 ATM・CD提携

当行は、次の金融機関と提携し、現金自動預払機等による現金の引き出し等のサービスを実施しております。

都市銀行（5行）、信託銀行（3行）、外国銀行（2行）、地方銀行（64行）、第二地方銀行（38行）、その他の銀行（13行）、株式会社商工組合中央金庫（1金庫）、信用金庫（259金庫）、信用組合（119組合）、労働金庫（13金庫）、信用農業協同組合連合会（32連合会）、農業協同組合（614組合）、信用漁業協同組合連合会（28連合会）、漁業協同組合（73組合）、証券会社（12社）、生命保険会社（8社）、クレジットカード会社（48社）、その他（6社）

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2019年12月19日	当行は、SDPセンター株式会社の発行する普通株式を取得し、同社を当年度から当行の完全子会社といたしました。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役			(年度末現在)
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 憲人	取締役	日本郵政株式会社取締役 株式会社ファンケル社外取締役	—
田中 進	取締役	日本郵政株式会社常務執行役	—
中里 良一	取締役 監査委員		—
有田 知徳	取締役（社外役員） 監査委員（委員長） 指名委員	弁護士 WDBホールディングス株式会社社外取締役 福山通運株式会社社外取締役 長谷川香料株式会社社外監査役	—
野原 佐和子	取締役（社外役員） 監査委員	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 S O M P Oホールディングス株式会社社外取締役 東京ガス株式会社社外監査役 第一三共株式会社社外取締役	—
町田 徹	取締役（社外役員） 監査委員	経済ジャーナリスト	—
明石 伸子	取締役（社外役員）	NPO法人日本マナー・プロトコル協会理事長 有限会社ブライトン代表取締役 株式会社吉野家ホールディングス社外取締役 日本放送協会経営委員会委員	—
池田 克朗	取締役（社外役員） 監査委員 報酬委員		長年にわたり金融機関の経営に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するもの

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
中鉢 良治	取締役（社外役員） 報酬委員（委員長） 指名委員	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長	—
竹内 敬介	取締役（社外役員） 報酬委員	ブラザー工業株式会社社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外取締役	—
海輪 誠	取締役（社外役員） 指名委員（委員長）	東北電力株式会社取締役会長 一般社団法人東北経済連合会会長	—
栗飯原 理咲	取締役（社外役員）	アイランド株式会社代表取締役社長	—

- (注) 1 池田憲人、田中進の2氏は執行役を兼務しております。
- 2 中里良一氏は、常勤の監査委員であります。常勤の監査委員を選定する理由は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部統制部門との連携を密にすることにより、監査委員会による監査の実効性を高めるためであります。
- 3 社外取締役である有田知徳、野原佐和子、町田徹、明石伸子、池田克朗、中鉢良治、竹内敬介、海輪誠、栗飯原理咲の9氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
- 4 2019年6月18日開催の定時株主総会において、竹内敬介、海輪誠、栗飯原理咲の3氏が取締役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
- 5 2019年6月18日開催の定時株主総会の終結の時をもって、野本弘文氏は任期満了により当行取締役を退任いたしました。
- 6 有田知徳氏は、2019年6月24日付で、ブラザー工業株式会社社外監査役を退任いたしました。また、同氏は、2019年12月19日付で、長谷川香料株式会社社外監査役に就任いたしました。
- 7 野原佐和子氏は、2019年6月17日付で、第一三共株式会社社外取締役に就任いたしました。また、同氏は、2019年9月30日付で、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授を退任いたしました。
- 8 明石伸子氏は、2019年5月23日付で、株式会社吉野家ホールディングス社外取締役に就任いたしました。また、同氏は、2019年6月20日付で、日本放送協会経営委員会委員に就任いたしました。
- 9 中鉢良治氏は、2020年3月31日付で、国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長を退任いたしました。

第13期定時株主総会終結の日の翌日以降に退任した取締役

(退任時現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
長門 正貢	取締役 指名委員（委員長） 報酬委員	日本郵政株式会社取締役 日本郵便株式会社取締役 株式会社かんぽ生命保険取締役	2020年1月11日付で 辞任いたしました。

- (注) 長門正貢氏は、2020年1月5日付で、日本郵政株式会社代表執行役社長を退任いたしました。また、同氏は、2020年1月11日付で、日本郵政株式会社取締役、日本郵便株式会社取締役及び株式会社かんぽ生命保険取締役を退任いたしました。

執行役		(年度末現在)	
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 憲人	代表執行役社長	日本郵政株式会社取締役 株式会社ファンケル社外 取締役	—
田中 進	代表執行役副社長 (社長補佐及びコーポレートスタッフ部門の 業務(調査部、財務部、IR部、広報部、お 客さまサービス推進部、IT戦略部サイバー ディフェンス推進室及び総務部の業務を除 く。)に関する事項)	日本郵政株式会社常務執 行役	—
萩野 善教	執行役副社長 (システム部門及びコーポレートスタッフ部 門IT戦略部サイバーディフェンス推進室の 業務に関する事項)	日本郵政インフォメーシ ョンテクノロジー株式会 社取締役	—
田原 邦男	執行役副社長 (市場部門の業務に関する事項)		—
村島 正浩	専務執行役 (営業部門の業務に関する事項並びに直営店 及びエリア本部の業務に関する統括)	SDPセンター株式会社取 締役	—
志々見 寛一	専務執行役 (コーポレートスタッフ部門財務部、IR部及 び広報部の業務に関する事項並びにコーポ レートスタッフ部門を担当する代表執行役 副社長の補佐(コーポレートスタッフ部門 経営企画部IFRS準備室に関する業務の総括 に限る。))		—
矢野 晴巳	専務執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表 執行役副社長の補佐(コーポレートスタッ フ部門経営企画部(新規ビジネス企画室に 関する業務を除く。))及びALM企画部に 関する業務の総括に限る。))		—
西森 正広	常務執行役 (コンプライアンス部門の業務に関する事 項)		—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小野寺 敦子	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門調査部、お客さまサービス推進部及び総務部の業務に関する事項)		—
玉置 正人	常務執行役 (リスク管理部門の業務に関する事項)		—
小藤田 実	常務執行役 (事務部門の業務に関する事項)		—
矢崎 敏幸	常務執行役 (監査部門の業務に関する事項)		—
田中 隆幸	常務執行役 (営業部門並びに直営店及びエリア本部の業務の統括を担当する専務執行役の補佐)		—
牧野 洋子	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門ダイバーシティ推進部に関する業務の総括に限る。))		—
天羽 邦彦	執行役 (コーポレートスタッフ部門調査部を担当する常務執行役の補佐)		—
新村 真	執行役 (リスク管理部門を担当する常務執行役の補佐 (リスク管理部門リスク管理統括部に関する業務の総括に限る。))	SDPセンター株式会社取締役	—
尾形 哲	執行役 (システム部門及びコーポレートスタッフ部門IT戦略部サイバーディフェンス推進室を担当する執行役副社長の補佐)		—
大野 利治	執行役 (監査部門を担当する常務執行役の補佐)	SDPセンター株式会社監査役	—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
櫻井 重行	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門人事部に関する業務の総括に限る。))	日本郵政スタッフ株式会社取締役	—
奈倉 忍	執行役 (デジタル化推進タスクフォースその他代表執行役社長の特命に関する事項及びコーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門経営企画部新規ビジネス企画室に関する業務の総括に限る。))		—
福岡 伸博	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門法務部に関する業務の総括に限る。))		—
山田 亮太郎	執行役 (南関東エリア本部に関する事項並びに直営店及びエリア本部の業務の統括を担当する専務執行役を補佐する常務執行役の補佐)		—
月岡 治親	執行役 (システム部門を担当する執行役副社長を補佐する執行役の補佐 (システム部門システム開発第二部に関する業務の総括に限る。))		—
中尾 英樹	執行役 (市場部門を担当する執行役副社長の補佐 (市場部門市場統括部に関する業務の総括に限る。))	JPインベストメント株式会社取締役	—

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
岸 悦子	執行役 (営業部門を担当する専務執行役を補佐する 常務執行役の補佐 (営業部門営業統括部に 関する業務の総括に限る。))		—

- (注) 1 池田憲人、田中進の2氏は取締役を兼務しております。
- 2 2019年3月22日開催の取締役会において、田原邦男氏が執行役副社長に、矢崎敏幸氏が常務執行役に選定され、2019年4月1日付で就任いたしました。
- 3 2019年6月18日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会において月岡治親、中尾英樹、岸悦子の3氏が執行役に新たに選任され、2019年7月1日付で就任いたしました。
- 4 2019年6月18日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会において、役付執行役を選定し、次のとおり変更いたしました。

氏 名	地位 (変更前)	地位 (変更後)	異動年月日
矢野 晴巳	常務執行役	専務執行役	2019年6月18日
田中 隆幸	執行役	常務執行役	2019年6月18日

- 5 2019年6月18日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会の終結の時をもって相田雅哉、林鈴憲、石井正敏、近藤伊久代の4氏は任期満了により当行執行役を退任いたしました。
- 6 新村真氏は、2020年1月23日付で、SDPセンター株式会社取締役役に就任いたしました。
- 7 大野利治氏は、2020年1月23日付で、SDPセンター株式会社監査役に就任いたしました。
- 8 櫻井重行氏は、2019年6月20日付で、日本郵政スタッフ株式会社取締役役に就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	業績連動型 株式報酬	退職慰労金	その他
取締役	11名	93	93	—	—	0
執行役	29名	732	619	100	9	2
計	40名	826	713	100	9	2

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。
 3 取締役の支給人数は、無報酬の取締役1名を除いております。
 4 業績連動型株式報酬には、当年度に費用計上した金額を記載しております。
 5 役員退職慰労金制度は2013年6月に廃止しておりますが、引き続き在任する役員に対しては、制度廃止までの在任期間に係る役員退職慰労金を退任時に支給することとしております。

■ 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当行の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

1 報酬体系

- (1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- (2) 当行の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- (3) 当行の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬（確定金額報酬）及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

2 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当行の現況を考慮して相応な程度とする。

3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた

一定水準の基本報酬（確定金額報酬）及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当行の現況を考慮して相応な程度とする。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、別に定める職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式を給付するものとする。ただし、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

なお、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬とすることができる。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
中里 良一	会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当行と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。 会社法第423条第1項に定める責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。
有田 知徳	
野原 佐和子	
町田 徹	
明石 伸子	
池田 克朗	
中鉢 良治	
竹内 敬介	
海輪 誠	
栗飯原 理咲	

(注) 2020年1月11日付で退任いたしました長門正貢氏との間においても、同様の責任限定契約を締結しておりました。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
有田 知徳	弁護士 WDBホールディングス株式会社社外取締役 福山通運株式会社社外取締役 長谷川香料株式会社社外監査役
野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 S O M P Oホールディングス株式会社社外取締役 東京ガス株式会社社外監査役 第一三共株式会社社外取締役
町田 徹	経済ジャーナリスト
明石 伸子	NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長 有限会社ブライトン代表取締役 株式会社吉野家ホールディングス社外取締役 日本放送協会経営委員会委員
中鉢 良治	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長
竹内 敬介	ブラザー工業株式会社社外取締役 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外取締役
海輪 誠	東北電力株式会社取締役会長 一般社団法人東北経済連合会会長
栗飯原 理咲	アイランド株式会社代表取締役社長

(注) 当行と上記の兼職先との間には、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
有田 知徳	9年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 当年度指名委員会3回開催のうち3回出席（100%） 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席（100%）	弁護士等としての経歴を通じて培った法律の専門家としての豊富な経験・見識に基づく専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。また、監査委員会委員長として監査委員会を主催しております。
野原 佐和子	5年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席（100%）	研究所等の要職及び政府関係会議の有識者委員を多数歴任し、先進的な事業戦略についての深い見識を有しており、その専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
町田 徹	5年9月	当年度取締役会12回開催のうち11回出席（91%） 当年度監査委員会15回開催のうち14回出席（93%）	経済ジャーナリストとしての活動を通じて、企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有しており、その専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
明石 伸子	4年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%）	特定非営利活動法人の理事長、政府関係会議の有識者議員等としての活動を通じて、企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有しており、その専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
池田 克朗	4年7月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 当年度報酬委員会2回開催のうち2回出席（100%） 当年度監査委員会15回開催のうち15回出席（100%）	長年にわたり金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った財務・会計に関する専門的な知識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
中鉢 良治	1年9月	当年度取締役会12回開催のうち12回出席（100%） 当年度指名委員会3回開催のうち3回出席（100%） 当年度報酬委員会2回開催のうち2回出席（100%）	長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。また、報酬委員会委員長として報酬委員会を主催しております。
竹内 敬介	9月	就任後における当年度取締役会10回開催のうち10回出席（100%） 就任後における当年度報酬委員会1回開催のうち1回出席（100%）	長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
海輪 誠	9月	就任後における当年度取締役会10回開催のうち10回出席（100%） 就任後における当年度指名委員会2回開催のうち2回出席（100%）	長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。また、指名委員会委員長として指名委員会を主催しております。
栗飯原 理咲	9月	就任後における当年度取締役会10回開催のうち9回出席（90%）	長年にわたりインターネットサービス事業の会社経営に携わり、インターネットマーケティング等についての深い見識を有しており、その専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	10名	65	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

18.000.000千株

発行済株式の総数

3.749.475千株

(自己株式750,524千株を除く。)

(注) 自己株式には株式給付信託が保有する当行株式（682千株）を含めておりません。

(2) 当年度末株主数

439,763名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本郵政株式会社	3,337,032千株	88.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,597千株	0.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,066千株	0.48%
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	13,428千株	0.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	11,710千株	0.31%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 5）	11,384千株	0.30%
ゆうちょ銀行社員持株会	9,237千株	0.24%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	6,094千株	0.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 1）	5,823千株	0.15%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 2）	5,279千株	0.14%

(注) 1 持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2 当行は自己株式として750,524千株（発行済株式の総数に占める持株数の割合16.67%）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株式給付信託が保有する当行株式（682千株）を含めておりません。

3 持株比率は、自己株式（750,524千株）を除いて算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

■ 執行役に対する業績連動型株式報酬制度

当行は、執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めるため、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

■ 管理社員に対する株式給付制度

当行は、特に高度かつ専門的知識を用いて業務を遂行する市場部門管理社員を対象として、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるため、信託を活用した株式給付制度を導入しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 小澤 陽一 指定有限責任社員 菅野 雅子 指定有限責任社員 岡田 英樹	195	①監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。 ②当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務の委託等の対価を支払っております。

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計金額を記載しております。
3 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 217百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

- . 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

SDPセンター株式会社は、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

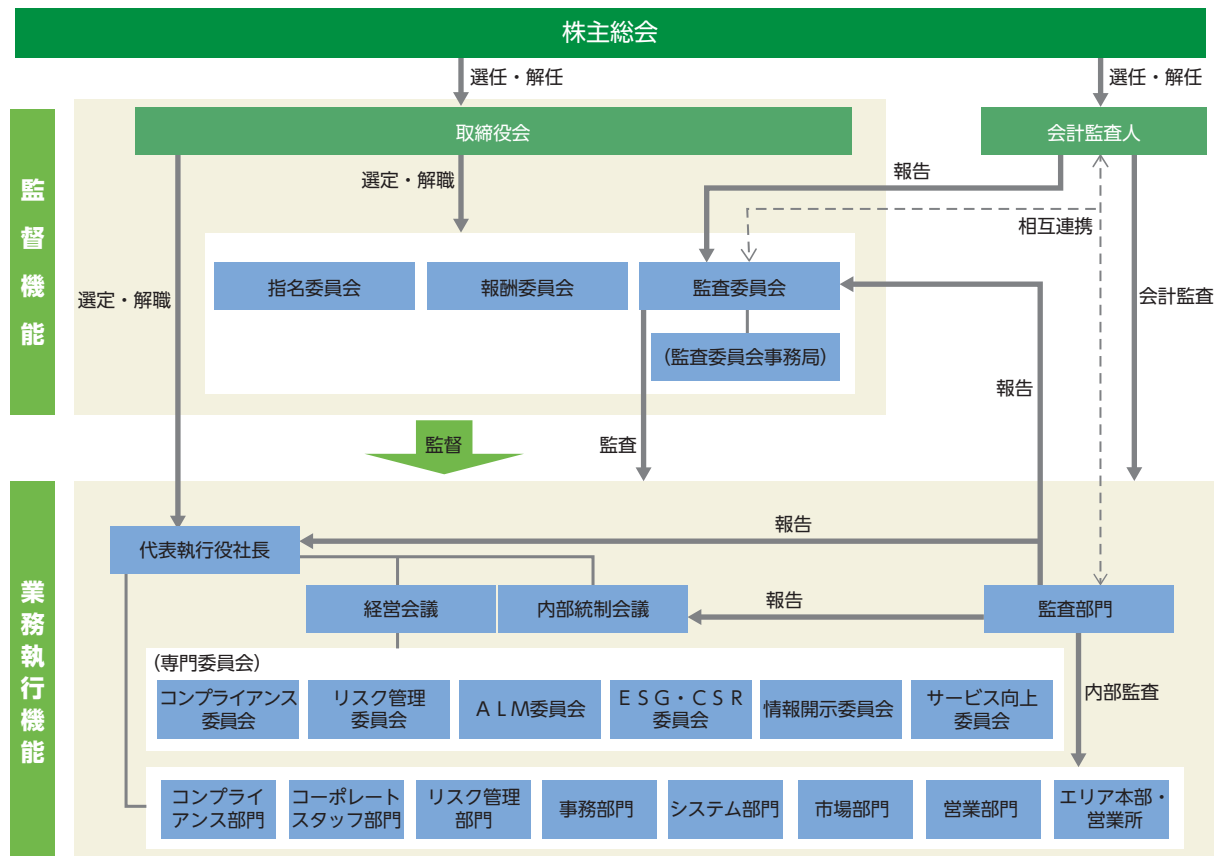
8 業務の適正を確保する体制

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】

当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、次の考え方を基本として当行のコーポレートガバナンス体制を整備してまいります。

- (1) 郵便局をメインとするネットワークを通じて銀行サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- (2) 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- (3) 株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- (4) 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督の下、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。

コーポレートガバナンス体制（概要）



【業務の適正を確保する体制の整備】

当行は、会社法第416条第1項第1号口及びホ並びに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づき指名委員会等設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制については、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を、取締役会において決議しております。

その内容は次のとおりです。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 経営理念及び経営計画などの経営に関する基本的な方針を定め、執行役及び使用人（以下「役職員」という。）が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。

ロ 代表執行役社長が指名する執行役で構成する内部統制会議を定期的に開催し、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議する。

ハ コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定、定期的に実施状況の進捗確認を行うなどコンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンスに関する委員会を設置し、コンプライアンスに関する具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を内部統制会議、経営会議及び監査委員会に報告する。

ニ 役職員が遵守すべき事項を具体的に示した行動指針及び当行の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内の規程等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。

ホ コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当行の銀行代理業者である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に関する事項について協議するとともに、業務の指導、法令等を遵守させるための研修、業務の実施状況のモニタリング等、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。

ヘ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」等において組織としての対応を定め、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除する。

- ト 当行が提供する商品・サービスが不正に利用される可能性があることに留意し、方針及び規程を定め、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢を整備する。
- チ 当行の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規程等を定め、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の態勢を整備する。
- リ 法令又は社内の規程等の違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知徹底する。
- ヌ お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針の制定、推進計画の策定、役職員への研修等を通じて、お客さま本位の良質な金融サービスを提供する態勢を整備する。
- ル 内部監査に関する規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門が、法令等遵守状況を含めた事業活動全般の適正性について、実効性ある内部監査を実施するとともに内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等について、内部統制会議、経営会議及び監査委員会に報告する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理に関する規程等を定め、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施する。
- ロ リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、リスク管理に関する委員会を設置し、リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及びリスク管理の実施に関する事項について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- ハ 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理に関する規程等を定め、危機管理態勢及び危機対応策等を整備する。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 代表執行役社長が指名する執行役で構成する経営会議を定期的開催し、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項その他代表執行役社長が必要と認めた事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
- ロ 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

(5) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について事前協議又は報告を行う。
- ロ 子会社等の管理に関する規程を定め、子会社等の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。
- ハ グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ内取引を適正に行う。

(6) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置する。

(7) 監査委員会の職務を補助すべき職員の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会事務局の職員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の職員は、監査委員会の職務を補助するにあたり、同委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施する。

(9) 監査委員会への報告に関する体制

- イ 執行役は、監査委員会に定期的にその業務の執行状況を報告する。
- ロ 取締役（監査委員である取締役を除く。）及び役職員は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
- ハ 役職員並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。
- ニ 監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(10) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員が監査委員会の職務について所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

(11) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ 代表執行役社長は、当行の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
- ロ 内部監査部門は、内部監査計画を策定し、監査委員会の同意を得た上で代表執行役社長の決裁を受ける。また、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。
- ハ 監査部門を担当する執行役及び監査企画部長の異動は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- ニ 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- ホ 監査委員会は、その職務の執行に当たり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなどの連携を図る。

【業務の適正を確保する体制の運用状況】

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ コンプライアンス態勢

当行は、法令等の遵守を、経営理念及び経営計画などに明記し、コンプライアンス基本規程等を定め、顧客保護の態勢も含め、コンプライアンスの重要性について、トップメッセージを発出し、各種研修等も通じて周知徹底を図っております。

また、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、推進状況の確認や課題の協議を行っているほか、内部統制会議において、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議しております。

ロ コンプライアンス違反等に対する報告態勢

当行は、コンプライアンス違反の発生やそのおそれがある場合に、コンプライアンス・ラインへの報告義務や内部通報窓口への報告が可能である旨を規定し、その利用について、研修等で周知しております。

ハ ハラスメントへの対応態勢

当行は、客観的かつ公正・公平なハラスメント事案対応を行うため、外部弁護士を委員長としたハラスメント調査委員会を設置しております。

ニ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

当行は、提供する商品・サービスがマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用される可能性があることに留意し、方針及び規程を定め、リスクの特定・評価、商品・サービスの見直し及び顧客管理の強化等を通じて、管理態勢の強化に取り組んでおります。

ホ 反社会的勢力への対応

当行は、反社会的勢力に対しては、社内の関係部署間で定期的に協議し、外部専門機関とも連携して、組織全体として関係遮断・排除に取り組んでおります。

ヘ お客さま本位の業務運営

当行は、ご高齢のお客さまへの投資信託の販売に際し、勧誘前承認を怠っていた事案を受け、取締役会での意見も踏まえ、原因分析及び対応策の取りまとめを行い、改善に向けた取り組みを進めております。加えて、お客さま本位の取り組みの一層の推進を図るため、経営会議の諮問機関としてサービス向上委員会を新たに設置し、当行の商品・サービスの向上に継続して取り組んでおります。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、文書管理規程等を定め、文書の保管・保存及び管理方法等を明確にするとともに、年1回以上、保管・保存文書の管理状況を確認しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、年度ごとにリスク管理取組方針を策定し、リスク管理に関する重要な事項については、リスク管理委員会等において協議又は報告を行っております。

当行は、独立したリスク管理部門が、経営の持続可能性の観点から、経営計画等の妥当性を検証する態勢を整備しております。

また、当行は、適切なリスクテイクとリスクコントロールによる安定的な収益と財務健全性の確保のため、リスクアペタイト・フレームワークを構築し、リスクガバナンスのさらなる強化に取り組んでおります。

さらに、サイバーセキュリティへの対応として、態勢強化に向けたアクションプランの策定・実施やサイバーインシデント演習等を行っております。

危機管理規程、事業継続計画（BCP）等については、随時見直しを実施するとともに、危機管理規程、事業継続計画（BCP）に基づき年1回以上の訓練を行っております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、毎週開催される経営会議において、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項等について協議しているほか、経営会議の諮問機関として各種専門委員会を開催しております。

また、職務権限規程において、執行役は職務の分掌に基づき担当業務の執行を総括する旨規定されており、執行役の職務分掌については、変更の都度取締役会で決議し、執行役の責任を明確化しております。

(5) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、日本郵政グループ協定等を締結し、これに則り、日本郵政株式会社との事前協議及び報告を行い、グループ運営を適切かつ円滑に実施しております。

また、子会社等経営管理規程に基づき、子会社及び関連会社の事業計画の策定、株主総会の招集及び議案の決定等の当行の承認事項と規定されている事項について、その適切性を確認の上、承認を行っております。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、監査が実効的に行われることを確保するため、毎月、執行役から業務の執行状況について報告を受けるほか、経営の基本方針、内部統制システムの機能状況等について、代表執行役社長、監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換等を実施しております。

また、監査部門の独立性・客観性を高めるため、中期・年度監査計画、監査部門の重要な人事異動について、監査委員会の事前同意を得ることとしております。

さらに、監査委員会事務局の職員は、監査委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施しており、監査委員会の業務に必要な費用について、措置しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当行の利益を害さないように留意した事項

当行は、親会社である日本郵政株式会社及びその子会社・関連会社から構成される日本郵政グループ各社と契約を締結し取引しております。

当行は、当該取引については、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性（銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール）等を確認しております。

ロ. 当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての当行の取締役会の判断及びその理由

当行は、グループ内取引の管理に関する規程を定め、契約部署が取引の目的・必要性、取引条件の適正性等を事前に確認し、案件に応じて法務部・経営企画部等の点検や取締役会の決議を受ける態勢を整備しております。

このように、取締役会は、当行のグループ内取引の管理態勢が適切に運営されていることをもって、日本郵政株式会社との取引の適正性が確保されていることを確認しております。

なお、当行は日本郵政株式会社と人的・資本的關係等で密接な関係にありますが、当行の責任により意思決定を行い、独立して経営・事業運営を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当行は、定款第39条第1項にて「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める」と規定しております。

当行は、株主のみなさまへの利益還元を経営における最重要課題の一つとして認識しており、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

現中期経営計画においては、「2020年度末までの間は1株当たり年間配当50円を確保し、安定的な1株当たり配当を目指してまいります。また、今後の規制動向、利益成長や内部留保の充実等の状況によって、追加的な株主還元政策を実施することも検討」という基本方針を掲げております。

こうした基本方針のもと、当期（2019年度）の配当金につきましては、1株当たり50円（うち中間配当25円、配当性向68.5%）といたしました。

以 上

〈メモ欄〉

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
現金預け金	51,663,901	貯金	183,004,733
現金	333,373	振替貯金	7,712,325
預け金	51,330,528	通常貯金	78,425,052
コールローン	1,040,000	貯蓄貯金	508,971
買現先勘定	9,731,897	定期貯金	5,225,651
債券貸借取引支払保証金	112,491	特別貯金	921,218
買入金銭債権	315,812	定額貯金	90,073,256
商品有価証券	31	その他の貯金	138,256
商品国債	31	売現先勘定	14,855,624
金銭の信託	4,549,736	債券貸借取引受入担保金	2,219,384
有価証券	135,198,460	借入金	10,100
国債	53,636,113	借入金	10,100
地方債	5,986,349	外国為替	511
短期社債	806,975	未払外国為替	511
社債	9,108,252	その他負債	1,596,945
株式	3,255	未決済為替借	36,254
その他の証券	65,657,514	未払法人税等	22,222
貸出金	4,961,733	未払費用	435,545
証書貸付	4,817,573	前受収益	68
当座貸越	144,159	先物取引差金勘定	403
外国為替	147,469	金融派生商品	873,531
外国他店預け	147,469	金融商品等受入担保金	21,237
その他資産	2,816,117	資産除去債務	172
未決済為替貸	24,721	その他の負債	207,507
前払費用	2,302	賞与引当金	7,331
未収収益	207,314	退職給付引当金	141,628
先物取引差入証拠金	147,125	従業員株式給付引当金	605
金融派生商品	331,589	役員株式給付引当金	311
金融商品等差入担保金	292,377	睡眠貯金払戻損失引当金	80,324
その他の資産	1,810,685	負債の部合計	201,917,500
有形固定資産	193,752	(純資産の部)	
建物	78,895	資本金	3,500,000
土地	67,250	資本剰余金	4,296,285
建設仮勘定	1,426	資本準備金	3,500,000
その他の有形固定資産	46,179	その他資本剰余金	796,285
無形固定資産	47,114	利益剰余金	2,563,307
ソフトウェア	37,020	その他利益剰余金	2,563,307
その他の無形固定資産	10,094	繰越利益剰余金	2,563,307
繰延税金資産	127,662	自己株式	△1,300,881
貸倒引当金	△1,031	株主資本合計	9,058,711
		その他有価証券評価差額金	256,880
		繰延ヘッジ損益	△327,940
		評価・換算差額等合計	△71,060
		純資産の部合計	8,987,651
資産の部合計	210,905,152	負債及び純資産の部合計	210,905,152

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		1,799,283
資金運用収益	1,318,014	
貸出金利息	11,113	
有価証券利息配当金	1,279,986	
コールローン利息	62	
買現先利息	△4,663	
債券貸借取引受入利息	674	
預け金利息	27,824	
その他の受入利息	3,016	
役務取引等収益	160,564	
受入為替手数料	82,352	
その他の役務収益	78,212	
その他業務収益	212,888	
外国為替売買益	202,139	
国債等債券売却益	10,748	
その他経常収益	107,815	
償却債権取立益	23	
株式等売却益	23,131	
金銭の信託運用益	75,239	
その他の経常収益	9,420	
経常費用		1,420,205
資金調達費用	346,634	
貯金利息	55,096	
売現先利息	78,877	
債券貸借取引支払利息	49,605	
コマーシャル・ペーパー利息	614	
金利スワップ支払利息	160,939	
その他の支払利息	1,500	
役務取引等費用	31,673	
支払為替手数料	4,789	
その他の役務費用	26,884	
その他業務費用	4,390	
国債等債券売却損	2,651	
金融派生商品費用	1,739	
営業経費	1,018,320	
その他経常費用	19,186	
貸倒引当金繰入額	116	
株式等売却損	11,295	
株式等償却	290	
金銭の信託運用損	2,401	
その他の経常費用	5,081	
経常利益		379,077
特別損失		450
固定資産処分損	450	
減損損失	0	
税引前当期純利益		378,626
法人税、住民税及び事業税	101,266	
法人税等調整額	4,315	
法人税等合計		105,581
当期純利益		273,044

招集、ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,477,736
当期変動額					
剰余金の配当					△187,473
当期純利益					273,044
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	－	85,571
当期末残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,563,307

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,300,926	8,973,095	2,440,064	△62,353	2,377,710	11,350,806
当期変動額						
剰余金の配当		△187,473				△187,473
当期純利益		273,044				273,044
自己株式の取得	△358	△358				△358
自己株式の処分	404	404				404
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△2,183,184	△265,586	△2,448,771	△2,448,771
当期変動額合計	45	85,616	△2,183,184	△265,586	△2,448,771	△2,363,154
当期末残高	△1,300,881	9,058,711	256,880	△327,940	△71,060	8,987,651

〈メモ欄〉

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	51,665,251	貯金	183,001,984
コールローン	1,040,000	売現先勘定	14,855,624
買現先勘定	9,731,897	債券貸借取引受入担保金	2,219,384
債券貸借取引支払保証金	112,491	借入金	10,100
買入金銭債権	315,812	外国為替	511
商品有価証券	31	その他負債	1,597,067
金銭の信託	4,549,736	賞与引当金	7,478
有価証券	135,204,565	退職給付に係る負債	134,232
貸出金	4,961,733	従業員株式給付引当金	605
外国為替	147,469	役員株式給付引当金	311
その他資産	2,816,182	睡眠貯金払戻損失引当金	80,324
有形固定資産	193,952	負債の部合計	201,907,626
建物	79,008	(純資産の部)	
土地	67,250	資本金	3,500,000
建設仮勘定	1,427	資本剰余金	4,296,285
その他の有形固定資産	46,265	利益剰余金	2,563,840
無形固定資産	47,318	自己株式	△1,300,881
ソフトウェア	37,215	株主資本合計	9,059,245
その他の無形固定資産	10,103	その他有価証券評価差額金	256,874
繰延税金資産	125,468	繰延ヘッジ損益	△327,940
貸倒引当金	△1,031	退職給付に係る調整累計額	5,131
		その他の包括利益累計額合計	△65,935
		非支配株主持分	9,945
		純資産の部合計	9,003,256
資産の部合計	210,910,882	負債及び純資産の部合計	210,910,882

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		1,799,544
資金運用収益	1,317,832	
貸出金利息	11,113	
有価証券利息配当金	1,279,804	
コールローン利息	62	
買現先利息	△4,663	
債券貸借取引受入利息	674	
預け金利息	27,824	
その他の受入利息	3,016	
役務取引等収益	160,564	
その他業務収益	212,888	
その他経常収益	108,258	
償却債権取立益	23	
その他の経常収益	108,235	
経常費用		1,420,406
資金調達費用	346,634	
貯金利息	55,096	
売現先利息	78,877	
債券貸借取引支払利息	49,605	
コマーシャル・ペーパー利息	614	
その他の支払利息	162,439	
役務取引等費用	31,673	
その他業務費用	4,390	
営業経費	1,019,570	
その他経常費用	18,136	
貸倒引当金繰入額	116	
その他の経常費用	18,019	
経常利益		379,137
特別利益		48
負ののれん発生益	48	
特別損失		554
固定資産処分損	532	
減損損失	0	
段階取得に係る差損	21	
税金等調整前当期純利益		378,631
法人税、住民税及び事業税	101,366	
法人税等調整額	4,314	
法人税等合計		105,680
当期純利益		272,950
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△485
親会社株主に帰属する当期純利益		273,435

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類
等

監査
報告
書

連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,296,286	2,477,878	△1,300,926	8,973,237
当期変動額					
剰余金の配当			△187,473		△187,473
親会社株主に帰属する 当期純利益			273,435		273,435
自己株式の取得				△358	△358
自己株式の処分				404	404
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△0	85,962	45	86,007
当期末残高	3,500,000	4,296,285	2,563,840	△1,300,881	9,059,245

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,440,024	△62,353	6,488	2,384,159	4,968	11,362,365
当期変動額						
剰余金の配当						△187,473
親会社株主に帰属する 当期純利益						273,435
自己株式の取得						△358
自己株式の処分						404
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,183,150	△265,586	△1,357	△2,450,094	4,977	△2,445,116
当期変動額合計	△2,183,150	△265,586	△1,357	△2,450,094	4,977	△2,359,109
当期末残高	256,874	△327,940	5,131	△65,935	9,945	9,003,256

〈メモ欄〉

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社ゆうちょ銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 陽 一 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 雅 子 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 英 樹 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社ゆうちょ銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 澤 陽 一	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野 雅 子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 田 英 樹	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゆうちょ銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの株式会社ゆうちょ銀行第14期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会は、監査委員会規則、監査委員会監査規程、監査委員会決議に基づく職務分担の定め等に従い、当期の監査計画を定め、内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役との意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当行の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社ゆうちょ銀行 監査委員会

監査委員 有田 知徳 ㊞

監査委員 野原 佐和子 ㊞

監査委員 町田 徹 ㊞

監査委員 池田 克朗 ㊞

監査委員 中里 良一 ㊞

(注) 監査委員 有田 知徳、野原 佐和子、町田 徹及び池田 克朗は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役です。

以上

【入場にあたっての注意事項】

1. マスクの着用・アルコール消毒液での手指消毒にご協力をお願い申し上げます。
2. 体調不良とお見受けの方へは、当行係員がお声がけし、入場をお控えいただく場合がございます。
3. 受付の前に、ご来場の皆さまの体温を自動で計測いたします。発熱の疑いのある方には、別途、検温のご協力をお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

会場

ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

東京都港区芝公園四丁目8番1号

※「東京プリンスホテル」ではございませんので、お間違えないようご注意ください。

会場詳細図 地下2階



交通機関のご案内

① 都営地下鉄三田線	「芝公園駅」	A4 出口	徒歩約6分	→ 経路
② 都営地下鉄大江戸線	「赤羽橋駅」	赤羽橋口	徒歩約8分	→ 経路
③ 都営地下鉄浅草線・大江戸線	「大門駅」	A6 出口	徒歩約13分	→ 経路
④ JR山手線・京浜東北線	「浜松町駅」	北口	徒歩約15分	→ 経路

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。
- 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。